

18 子ども・子育て応援社会の推進

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

- 1 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
- 2 子どもの貧困対策の推進

【提案内容】

- 項目1** (1) 子ども・子育て支援新制度において、子育て支援の充実のために必要とされる1兆円ベースの財源のうち、財源措置の方針が示されていない0.3兆円ベースの財源についても早急に確保し、本来、新制度がめざすべき質の向上を図ること。
- (2) 子育て当事者、事業者等への広報・周知について、引き続き、国が責任を持って実施するとともに、地方自治体が発行する広報・周知に対して補助を行うなど、十分な財政支援を行うこと。
- (3) 質の高い教育・保育の提供のためには、幼稚園教諭や保育士をはじめ、様々な子育て支援人材の確保・育成が必要となることから、地方自治体が発行する研修を実施するための財政措置を講じるとともに、子育て支援員・放課後児童支援員など新設の人材については、専門性向上のための詳細な研修体系を整備すること。
- 項目2** 子どもの貧困対策、特に生活困窮が強く懸念されるひとり親世帯への支援について、国を挙げた総合的な対策を強力に推進すること。

【提案理由】

新制度については、国の平成27年度当初予算では、必要とされる財源1兆円のうち0.7兆円ベースは確保されたものの、消費税増税分以外の0.3兆円ベースの財源措置の方針が示されていない。

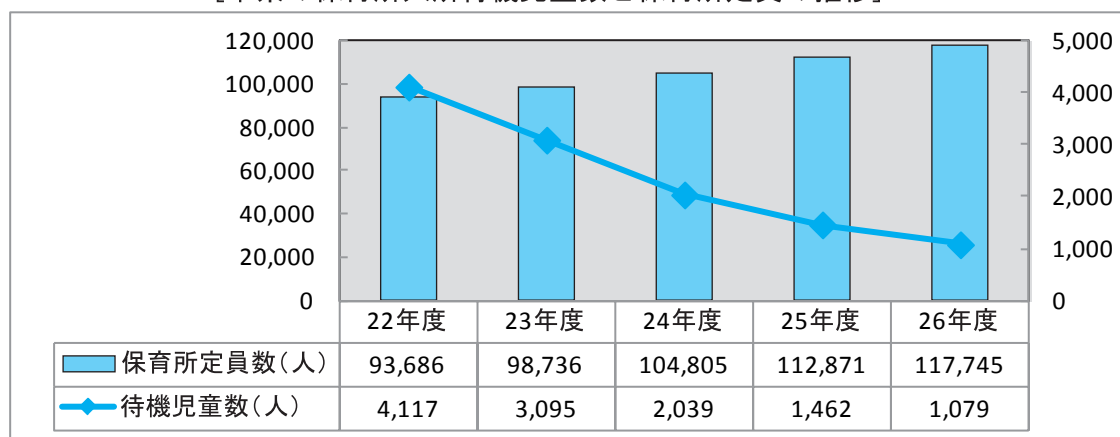
また、新制度施行後も、利用者や事業者等の新制度の理解は十分とはいえないため、引き続き、国が責任をもって、広報・周知に取り組むとともに、市町村を中心として地方自治体を実施する広報・周知に対する国の財政措置が必要である。

さらに、子育て支援人材については、保育士のほか、子育て支援員・放課後児童支援員が新設され多様化しており、これらの人材の研修実施に係る十分な財政措置が必要である。また、子育て支援員・放課後児童支援員も、全国統一の質の確保が求められることから、詳細な研修体系に基づく研修資料を国が作成し早急に示す必要がある。

子どもの貧困率は増加傾向にあり、本県では、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」を受けて、平成27年3月、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定したところだが、ひとり親世帯（特に母子世帯）の生活困窮は看過できない状況にあり、母子世帯の生活の安定に向け、国を挙げた取組みの充実が急務である。

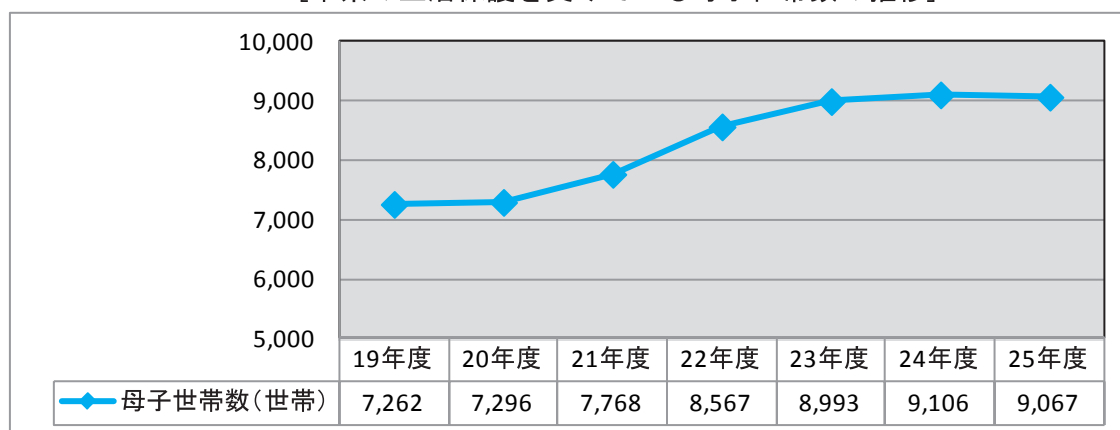
また、各種対策を検討するにあたり、子どもの貧困を測る都道府県別データが十分整備されていないため、国による統一的な調査の実施が必要である。

〔本県の保育所入所待機児童数と保育所定員の推移〕



※数値は各年度4月1日時点のもの。

〔本県の生活保護を受けている母子世帯数の推移〕



※「神奈川県生活保護」より作成。数値は各年度の平均。

(神奈川県担当課：県民局次世代育成課、子ども家庭課)